



島根県報

令和4年8月30日(火)

号外第95号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第597号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年8月30日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	珍崎浦郷港線	隠岐郡西ノ島町大字浦郷3314番3地先から同3302番3地先まで	前	メートル 4.91～ 9.18	メートル 373.77	隠岐支庁県土整備局	道路改良工事 拡幅
			後	10.44～ 45.16	328.47		

島根県告示第598号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年8月30日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町長藤962番7地先から同番15地先まで	メートル 30.30	令和4年8月30日	県央県土整備事務所	
〃	〃	邑智郡美郷町長藤963番39地先から同番40地先まで	138.60	令和4年8月30日		
〃	〃	邑智郡美郷町潮村361番1地先から同番地先まで	212.70	令和4年8月30日		
〃	〃	邑智郡美郷町長藤958番15地先から同番1地先まで	34.80	令和4年8月30日		